国際芸術祭「あいち」組織委員会 運営会議

次　　第

日時：2026 年 11 月 4 日（水）
午後 4 時から
場所：国際芸術祭「あいち」
組織委員会事務局内

1　開　会

2　議　事

議決事項

第 1 号議案　国際芸術祭「あいち 2028」の会期について

第 2 号議案　国際芸術祭「あいち 2028」の主な会場について

3　閉会

＜配付資料＞
第 1 号議案：国際芸術祭「あいち 2028」の会期について
第 2 号議案：国際芸術祭「あいち 2028」の主な会場について
資　　料：国際芸術祭「あいち 2028」の主な会場 参考資料
国際芸術祭「あいち」組織委員会規約

第１号議案

国際芸術祭「あいち 2028」の会期について

国際芸術祭「あいち 2028」の会期を、2028 年９月 16 日（土）から 12 月３日（日）までの 79 日間とする。

2026 年 11 月４日提出

国際芸術祭「あいち」組織委員会

会長　　大　林　剛　郎

（説明）

この案を提出するのは、2028 年度に開催する国際芸術祭「あいち 2028」の会期を定めるため、国際芸術祭「あいち」組織委員会規約第 10 条第４項第４号に基づき、運営会議において議決する必要があるからである。

第２号議案

国際芸術祭「あいち 2028」の主な会場について

国際芸術祭「あいち 2028」の主な会場を、愛知芸術文化センター、半田市及び名古屋市南区（内田橋地区）とする。

2026 年 11 月４日提出

国際芸術祭「あいち」組織委員会

会長　　大　林　剛　郎

（説明）

この案を提出するのは、2028 年度に開催する国際芸術祭「あいち 2028」の主な会場を定めるため、国際芸術祭「あいち」組織委員会規約第 10 条第４項第４号に基づき、運営会議において議決する必要があるからである。

資料

主な会場

愛知芸術文化センター
Aichi Arts Center

国内外の20世紀美術を中心に充実した作品を所蔵する「愛知県美術館」、大ホール、コンサートホール、小ホールなどを有する「愛知県芸術劇場」、アートスペース、アートプラザで構成される「愛知県文化情報センター」からなる複合文化施設。
愛知県の文化芸術の拠点として、名古屋市の中心部に1992年開館。




半田市
Handa City

名古屋市の中心から南へ約25km、中部国際空港の東に位置する人口約12万人の知多半島の中心都市。天然の良港「衣浦港」を活かして江戸時代から海運や醸造業で栄え、地域の政治・経済・文化の中核として発展した。
まちを象徴するのは、300年以上の伝統が息づく豪華絢爛な山車、黒板塀の醸造蔵が並ぶ半田運河、童話「ごんぎつね」の作者・新美南吉の足跡、そして明治期の産業遺産である赤レンガ建物。歴史と文化が織りなす風情が訪れる人々を惹きつける。




名古屋市南区（内田橋地区）

Uchidabashi Area, Nagoya City

名古屋市南区の北西部に位置する内田橋地区。かつて周辺には遠浅の海が広がり、江戸時代から新田開発が進められ、交通・水運の要所として栄えた。昭和初期には「名古屋の南の玄関口」として大いに賑わいを見せた。
堀川と新堀川が合流する付近に架かる「内田橋」のたもとには、昔ながらの風情を残す内田橋商店街が広がる。近年は地域住民や商店主による活性化の取り組みが進み、老舗と新たな店舗が共存。祭りやイベントを通じて多様な人々が集い、歴史と新しい文化が融合するまちとして、新たな賑わいが生まれている。







国際芸術祭「あいち」組織委員会規約

第１章　総　則

（名称）

第１条　本会は、国際芸術祭「あいち」組織委員会（以下「組織委員会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　組織委員会は、事務所を愛知県名古屋市東区東桜一丁目13番２号に置く。

（目的）

第３条　組織委員会は、現代美術等を中心とした国際的な芸術祭（以下「国際芸術祭「あいち」」という。）の準備及び開催運営等を行うことにより、次の各号に掲げる事項を達成することを目的とする。

（１）新たな芸術の創造・発信により、世界の文化芸術の発展に貢献すること。

（２）現代美術等の普及・教育により、文化芸術の日常生活への浸透を図ること。

（３）文化芸術活動の活発化により、地域の魅力の向上を図ること。

（事業）

第４条　組織委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

（１）国際芸術祭「あいち」の準備及び開催運営

（２）その他組織委員会の目的を達成するために必要な事業

第２章　組　織

（委員）

第５条　組織委員会の委員は、第６条第１項第１号に規定する会長、同項第２号に規定する副会長、公益財団法人愛知県文化振興事業団理事長、地方独立行政法人愛知県美術館機構理事長、第10条第３項に規定する者及び第11条第１項に規定するアドバイザー会議委員とする。

２　委員は、組織委員会に関する活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

（役員）

第６条　組織委員会に、次の役員を置く。

（１）　会長　　１名

（２）　副会長　　４名

（３）　監事　　２名

２　会長は、愛知県知事が委嘱する者をもって充てる。

３　副会長は、愛知県県民文化局長及び愛知県知事が委嘱する者をもって充てる。

４　監事は、第10条第１項に規定する運営会議の同意を得て会長が委嘱する。

（職務）

第７条　会長は、組織委員会を代表し、会務を統括する。

２　会長は、テーマ・コンセプト及び出展作家・作品について承認する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ別表で定めた順序により、その職務を代理する。

４　監事は、組織委員会の業務及び会計を監査する。

（任期）

第８条　役員及び委員の任期は３年以内とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員により選任された役員及び委員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

３　役員及び委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（芸術監督）

第９条　組織委員会に、国際芸術祭「あいち」の学芸部門の責任者として芸術監督を置く。

２　芸術監督は、会長が委嘱する。

３　芸術監督の職務は、次のとおりとする。

（１）テーマ・コンセプトの立案

（２）出展作家・作品の選考

（３）その他学芸部門に関すること。

（運営会議）

第10条　組織委員会に、運営会議を置く。

２　運営会議は、会長、副会長、公益財団法人愛知県文化振興事業団理事長、地方独立行政法人愛知県美術館機構理事長及び２名のアドバイザー会議委員をもって構成する。
３　会長は、前項に定める者のほか、必要と認める者を、運営会議の同意を得て、構成員に加えることができる。
４　運営会議は、次の各号に掲げる事項を議決する。
（１）規約の改廃
（２）事業計画及び収支予算
（３）事業報告及び収支決算
（４）その他組織委員会の運営に関する重要な事項
５　運営会議は、会長が招集する。
６　会長が必要と認める場合、構成員は、運営会議にウェブ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）を利用して出席することができる。
７　運営会議の議長は、会長がこれに当たる。
８　運営会議は、構成員の３分の２以上の出席をもって成立する。
９　運営会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
10　やむを得ない理由のため運営会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前２項の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。
11　会長が必要と認める場合、あらかじめ通知した事項に対する構成員による書面表決をもって、運営会議の議決に代えることができる。
12　会長は、必要と認めるときは、運営会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（アドバイザー会議）
第11条　組織委員会に、アドバイザー会議を置き、アドバイザー会議の委員は、愛知県知事が委嘱する。
２　アドバイザー会議は、会長の求めに応じテーマ・コンセプト等について助言を行う。
３　アドバイザー会議は、芸術監督候補を選出する。

（その他の会議）
第12条　前２条に定めるもののほか、組織委員会に会長が必要と認める会議

を置くことができる。

第３章　会長の専決処分

（会長の専決処分）

第13条　会長は、運営会議の議決事項について、緊急を要するときは、これを専決処分することができる。

２　会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の運営会議において報告しなければならない。

第４章　事務局

（事務局）

第14条　組織委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局長は愛知県県民文化局文化部長、事務局次長は愛知県県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室長をもって充てる。

３　事務局は、愛知県県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室に置く。

４　事務局には、所要の職員を置く。

５　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第５章　会　計

（経費）

第15条　組織委員会の活動に必要な経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第16条　組織委員会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

第６章　補　則

（委任）

第17条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

1　この規約は、2020年９月８日から施行する。

2　組織委員会の設立当初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立の日から2021年３月31日までとする。

附　則

この規約は、2020年11月17日から施行する。

附　則

この規約は、2021年１月１日から施行する。

附　則

この規約は、2023年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、2025年１月１日から施行する。

附　則

この規約は、2026年４月１日から施行する。

別表

国際芸術祭「あいち」組織委員会規約第７条第３項で定める順位は下記のとおりとする。

記

第１順位　愛知県県民文化局長
第２順位　愛知県知事が委嘱する者のうち、あらかじめ会長が選任した者